

## 令和7年度 第2回近江八幡市地域公共交通会議 議事録

1. 日時：令和8年1月29日（木） 14：00 ～ 15：30

2. 場所：近江八幡市役所 本庁舎（新庁舎）4階 第3委員会室

3. 出席者：委員数23名 … 出席者19名 委任状4名

4. 議 題

### ①協議事項

（1）自家用有償旅客運送に係る更新登録について（資料1）……………全員承認

（2）市民バスにおけるデジタル回数券の導入について（資料2）……………全員承認

（3）市民バスにおけるWESTERポイント交付事業について（資料3）……………全員承認

### ②報告事項

（1）市民バスの利用状況について（資料A）

（2）その他

5. 閉 会

## 【議事概要】

### 1. 開会（事務局）

資料確認。

### 【事務局】

会議の出席者は19名で委任状を4枚提出いただいております、半数以上の出席であることから、設置要綱第6条第2項に基づき本日の会議が成立している旨を報告。

### 2. 挨拶（塚口会長）

### 3. 議事

#### ①協議事項

（1）自家用有償旅客運送に係る更新登録について（資料1）

（2）市民バスにおけるデジタル回数券の導入について（資料2）

近江八幡市では、交通空白地の解消を目的として、道路運送法第79条に基づき、市民バス（あかこんバス）を運行しており、現在の登録有効期間が令和8年2月1日までとなっていることから、引き続き市民バスの運行を継続し、市内の交通空白地の解消を図るため、更新申請を行うものであることを事務局より説明。

また、議題（2）については、令和7年1月より販売を開始している、モバイル乗車券にデジタル定期券及び1日乗車券に加えて回数券を追加するものであり、自家用車有償運送の更新申請に係る事項であることから、議題（1）及び（2）は一括にて説明。

## 【意見・質問】

<村北委員>

デジタル回数券の導入に対して、初期投資はどの程度かかりますか。

<事務局>

スマートフォンアプリを使用することから、初期投資費用は掛かりません。

現在も定期券と1日乗車券で使用しておりますが、実際に金額として必要となるものは販売額に対して5%の手数料のみです。

<村北委員>

バスの設備は従来通りでしょうか。

<事務局>

個人の携帯電話を使用する形になりますので、特別な機材を設置する必要はありません。

<村北委員>

導入時期はいつ頃を想定しておられますか。

<事務局>

本日の会議でご承認をいただきましたら、販売に向けてデータの整備等の開始をしますので、早くとも3月中の販売開始を想定しております。

<村北委員>

紙媒体とモバイルを併売した際に、割引率の違いをどのように説明される予定ですか。

<事務局>

モバイル回数券の方が割引率としては高いという説明をさせていただきますが、紙媒体にはない1年という有効期限が設けられますので、使用に時間を要する方につきましては、従来の紙媒体をご利用いただくことが適切という説明をさせていただく予定です。

<村北委員>

モバイルの利用にハードルを感じている高齢者等へのサポートは何か考えておられますか。

<事務局>

定期券の販売の際と同様に、ご高齢の方でスマートフォン等の電子機器の使用方法が難しいと感じてお

られる方につきましては、職員の方にご相談をいただきましたら、丁寧にご説明をさせていただきます。実情として定期券の販売では、購入率として最も高いのが高齢者となっていることから、徐々に慣れていただけるものと認識しております。

#### <足達委員>

デジタル技術の導入等、ソフト面での整備をされることは良いと思いますが、道路整備等、ハード面の整備が置き去りにされているんじゃないかなと思いますが、この現状は一体どのように解釈されているのか教えていただけますでしょうか。

#### <事務局>

市民バスは、交通空白地の解消を図るべく、各自治会の方からのご要望に基づき、路線やバス停を設置させていただいているという状況があります。

交通空白地ですので、文字通り公共交通の無い場所の補完という役割がありますので、狭い道路を通っているという状況は事務局の方も把握をしておりますが、道路の拡幅等ハード面の整理については地元からの要望や庁内関係部署との連携により行うものであり、バスが通るからという理由で道路整備を行うことは困難であると認識しております。

また、乗客数につきましては、恒常的に乗客数が多いコースもあれば、日によって大きく変わるコースもあるのが現状であり、今しがたご説明をさせていただきました、ソフト面の整備によって、利便性を向上させることで、乗客数が少ないコースについても、より多くの方にご利用をいただけるようにしていくことが大切であると考えております。

⇒議題（1）及び議題（2）については、採決の結果、全会一致により承認。

#### （3）市民バスにおける WESTER ポイント交付事業について（資料3）

令和7年度に導入を進めており、令和8年2月9日（月）より開始予定の交通系 IC カード決済につきまして、IC カード決済の利用促進のため、令和8年度に次の2つの新規施策を実施したい旨を事務局より説明。

- ①市民バス運賃を ICOCA で支払う全ての人（事前登録制）に対して WESTER ポイントを交付するもの
- ②近江八幡市内に住所を有する65歳以上の運転免許証を自主返納された方に対して WESTER ポイントを交付するもの

## 【意見・質問】

<北村委員>

WESTER ポイントの交付事業については、何について協議をしたことになるのか教えてもらえますか。

<事務局>

特に運賃に対するポイント交付につきましては、考え方によっては割引という意味合いでご理解をいただく場合もございますので、特に民間の交通事業者様につきましては事業実施に対してご承認をいただきたいという趣旨でございます。

<北村委員>

モバイル回数券や交通系 IC など様々な支払いサービスを準備すること自体は良いと思いますが、市民に対してどの支払い方法を選択することが最良であるのかを整理されたうえで進めていかれる方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

<事務局>

行政といたしましては、様々なサービスをご提供させていただいたうえで、ご利用をいただく方にとって使いやすいものをご選択いただくことが良いと考えております。

また、需要の無いものについては自然に淘汰される部分もあるかと思っておりますので、どのサービスを推し進めるのかについては、適切な時期に判断をさせていただきたいと考えております。

今回、近江鉄道線（電車）にも ICOCA が導入されますので、できるだけ利用者の方にとってシームレスでご利用をいただきやすい環境整備というのが必要と考えております。そういった中でポイント交付も含めまして、より公共交通機関を使おうという気持ちになりやすいような環境整備に向けて、交通事業者様の方と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

<池田委員>

今、滋賀県の皆様と免許返納に対して WESTER ポイントを付与するという施策が既に開始されております。WESTER ポイントですが、交通公共交通はもちろん、自動販売機やコンビニ等でも使えるので、公共交通機関以外の部分に利用されるのではないかという懸念を持っていたんですが、実際蓋を開けてみるとバス等の公共交通に対して、ポイントをご利用いただいている状況ですので、市民バスはもちろんですが、JR も使っていただければありがたいですし、近江鉄道線の利用促進、他のバスの利用促進にや外出促進による健康増進にもつながっていくという効果が出ていると滋賀県からは聞いております。

⇒議題（3）については、採決の結果、全会一致により承認。

## ②報告事項

### （1）市民バスの利用状況について（資料A）

事務局より、資料に基づき市民バスの利用状況について説明。

### （2）交通会議委員の選出依頼について

委員の現任期が令和8年4月29日となっており、4月30日以降の取扱について、事務局より説明。

## 【意見・質問】

<塚口会長>

市民バスの利用状況について、事務局として少し心配だなというようなコースがあれば、どのようにお考えでしょうか。

<事務局>

コースによって恒常的に乗車数が多いコースと、1日を通して乗車数が少ないコースがあり、その中でどのようにすれば利用者を増やしていけるのかを検討する必要性を感じていますが、法的な規制もありバス停を増やしていくことは難しいため、地域の方やこの会議の場でお諮りをしながら路線の再編等の検討も必要と考えております。

<塚口会長>

地元の意見を聴取する機会等は設けておられますか。

<事務局>

ダイヤ改正の際には、必ず地元要望を聴取し、反映が可能な部分については実施をさせていただいておりますが、特に乗車数が少ない路線については、次回のダイヤ改正に向けて早い段階で地元と協議を進めていく必要があるのではないかと考えております。

(3) 地域公共交通活性化シンポジウムについて（近畿運輸支局より情報提供）

閉会